

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年5月31日

京都市上下水道局管理規程第2号

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 京三

京都市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

別表(1)中

(4) 京都市上下水道局  
組織及び事務処理規  
程第1条第1項に規  
定する課（経理課及  
び地域事業課を除  
く。）の長  
お客さまサービス推  
進室  
業務管理担当課長  
料金・システム企画  
担当課長  
各営業所長  
疏水事務所長  
水道管路管理セン  
ター南部配水管理課  
長  
各下水道管路管理セ  
ンター所長  
下水道建設事務所長

を

(4) 京都市上下水道局  
組織及び事務処理規  
程第1条第1項に規  
定する課（経理課及  
び地域事業課を除  
く。）の長  
お客さまサービス推  
進室  
業務管理担当課長  
料金・システム企画  
担当課長  
各営業所長  
疏水事務所長  
水道管路管理セン  
ター  
北部配水管理課長  
南部配水管理課長  
各下水道管路管理セ  
ンター所長  
下水道建設事務所長

に改める。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

(上下水道局総務部経理課)